

議案第 7 号

京丹後市介護保険条例の一部改正について

京丹後市介護保険条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

令和 6 年度から令和 8 年度までの第 9 期京丹後市高齢者保健福祉計画期間において、介護サービス費用を賄うために必要な介護保険料の額の変更を行うほか、介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市介護保険条例の一部を改正する条例

京丹後市介護保険条例（平成１６年京丹後市条例第１４３号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項第１号中「２８，６００円」を「２５，４００円」に改め、同項第２号中「５２，０００円」を「４６，３００円」に改め、同項第３号中「５３，８００円」を「４７，３００円」に改め、同項第４号中「６４，５００円」を「６１，８００円」に改め、同項第５号中「７１，７００円」を「６８，６００円」に改め、同項第６号中「８２，５００円」を「７８，９００円」に改め、同号イ中「又は第１１号イ」を「、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第７号中「９６，８００円」を「９２，７００円」に改め、同号イ中「又は第１１号イ」を「、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第８号中「１１８，３００円」を「１１３，３００円」に改め、同号イ中「又は第１１号イ」を「、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第９号中「前各号のいずれにも該当しない者 １３２，７００円」を「次のいずれかに該当する者 １２７，０００円」に改め、同号ア中「５００万円未満」を「４２０万円未満」に改め、同号イ中「又は第１１号イ」を「、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第１０号中「１４３，４００円」を「１３０，４００円」に改め、同号ア中「５００万円以上７５０万円未満」を「４２０万円以上５２０万円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第１２号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第１１号中「１５４，２００円」を「１４４，２００円」に改め、同号ア中「７５０万円以上１，０００万円未満」を「５２０万円以上６２０万円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第１３号イ又は第１４号イ」を加え、同項第１２号中「１６１，４００円」を「１７８，５００円」に改め、同号を同項第１５号とし、同項第１１号の次に次の３号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 １５７，９００円

ア 合計所得金額が６２０万円以上７２０万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。））、次号イ又は第１４号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 １６４，８００円

ア 合計所得金額が７２０万円以上８２０万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 １７１，６００円

ア 合計所得金額が８２０万円以上９２０万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第５条第２項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「１４，３００円」を「１３，７００円」に改め、同条第３項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「３４，０００円」を「３２，６００円」に改め、同条第４項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「５０，２００円」を「４７，０００円」に改める。

第７条第３項中「又は第９号ロ」を「、第９号ロ、第１０号ロ、第１１号ロ、第１２号ロ又は第１３号ロ」に、「第９号まで」を「第１３号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第1項から第4項までの規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

京丹後市介護保険条例(平成16年京丹後市条例第143号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市介護保険条例 平成16年4月1日 条例第143号 第1条～第4条 (略) (保険料率) 第5条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日(法第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。)</u>における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,600円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>52,000円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,800円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>64,500円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>71,700円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>82,500円</u> ア (略) イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。) (7) 次のいずれかに該当する者 <u>96,800円</u> ア (略) イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態とな	京丹後市介護保険条例 平成16年4月1日 条例第143号 第1条～第4条 (略) (保険料率) 第5条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日(法第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。)</u>における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>25,400円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,300円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,300円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,800円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68,600円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>78,900円</u> ア (略) イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。) (7) 次のいずれかに該当する者 <u>92,700円</u> ア (略) イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態とな

現行	改正案
るもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。) (8) 次のいずれかに該当する者 <u>118,300円</u> ア (略) イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。) (9) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>132,700円</u> ア 合計所得金額が320万円以上<u>500万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。) (10) 次のいずれかに該当する者 <u>143,400円</u> ア 合計所得金額が500万円以上<u>750万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。) (11) 次のいずれかに該当する者 <u>154,200円</u> ア 合計所得金額が750万円以上<u>1,000万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))	るもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。) (8) 次のいずれかに該当する者 <u>113,300円</u> ア (略) イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。) (9) 次のいずれかに該当する者 <u>127,000円</u> ア 合計所得金額が320万円以上<u>420万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。) (10) 次のいずれかに該当する者 <u>130,400円</u> ア 合計所得金額が<u>420万円以上520万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、<u>次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。) (11) 次のいずれかに該当する者 <u>144,200円</u> ア 合計所得金額が<u>520万円以上620万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、<u>次号イ、</u>

現行	改正案
_____に該当する者を除く。) (12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>161,400円</u> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>14,300円</u>とする。 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>34,000円</u>とする。 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係	<u>第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。) (12) 次のいずれかに該当する者 <u>157,900円</u> ア <u>合計所得金額が620万円以上720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。)</u> (13) 次のいずれかに該当する者 <u>164,800円</u> ア <u>合計所得金額が720万円以上820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</u> (14) 次のいずれかに該当する者 <u>171,600円</u> ア <u>合計所得金額が820万円以上920万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</u> (15) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>178,500円</u> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>13,700円</u>とする。 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>32,600円</u>とする。 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係

現行	改正案
る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>50,200円</u>とする。 5 (略) 第6条 (略) (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第7条 (略) 2 (略) 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 (略) 第8条～第18条 (略)	る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>47,000円</u>とする。 5 (略) 第6条 (略) (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第7条 (略) 2 (略) 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ</u> に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から<u>第13号までの</u>いずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 (略) 第8条～第18条 (略) <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>この条例による改正後の第5条第1項から第4項までの規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u>

○ 京丹後市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 参考資料

1 介護保険料について

(1) 概要

- ・ 介護保険料は、全国の市町村において、3年に一度策定する高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）に合わせ、見直しを行うこととされており、令和6～8年度の介護保険料の基準額は、この計画のサービス提供見込量をもとに決めています。
- ・ 第8期の計画期間（令和3～5年度）においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画で見込んだ介護給付費等の額が実績を下回ったため、これにより生じた介護保険料の余剰分を介護給付費準備基金に積み立てています（令和4年度末残高：6.2億円）。基金に残高がある場合は、基金を取り崩し、次期保険料の上昇抑制に充てることが基本的な考え方とされていることから、第9期の保険料設定に当たっては、基金残高のうち3億円を取り崩し、還元することで、第9期の介護保険料の基準額を引き下げる改正としています。

[改正前基準額] 月額 5,979円 → [改正後] 月額 5,723円（256円の減）

【改正内容】

- ・ 介護保険料の保険料段階等については、低所得者の保険料上昇を抑制するため、国において低所得者の標準乗率を引き下げるとともに、標準段階数を9段階から13段階に多段階化した上で高所得者の標準乗率を上げる見直しがされています。
- ・ 国の見直しを踏まえ、本市においても次の見直しを行うことで、低所得者の保険料の抑制を図ります。

① 所得段階

これまでから、高所得者層については国の標準段階数を細分化していたことや近隣市町の動向を踏まえ、現行12段階を国より更に多段階化した15段階（見直し前の第9段階以降を多段階化）とし、引き続き低所得者の保険料抑制を図ります。

② 基準額に対する乗率

国が引上げを行った第10段階以降の乗率を引き上げるとともに、現行の乗率が見直し後の国の乗率より低い第1段階と第2段階については現行の乗率を維持し、第3段階については見直し後の国の乗率まで引き下げます。

※ 基金を取り崩して保険料に還元する一方で、予期せぬ給付費の増加などに対応できるよう約3億円の基金を保持することで、安定的な事業運営に備えます。

(2) 介護保険の財源 ※第8期から変更なし

介護サービス利用時の費用のうち、本人負担以外の残りの部分を介護保険料と公費でまかないます。介護保険条例では、第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料を定めています。

(3) 京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会での意見等

第9期京丹後市高齢者保健福祉計画の策定に当たっては、京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会に諮問しました。審議会を2回、高齢者福祉部会を5回開催し、部会を中心に計画内容を検討・審議するとともに、第9期の介護保険料についても説明し、意見を求めました。

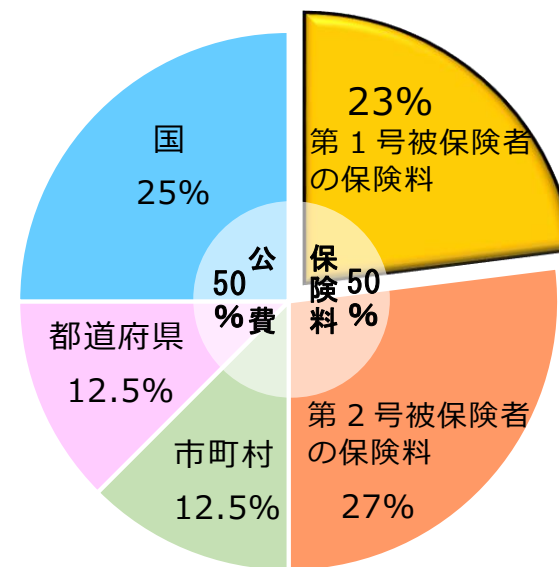
【答申内容】

- 第9期京丹後市高齢者保健福祉計画の計画期間における介護保険料の設定に当たっては、安定的な介護保険事業の運営に必要な介護保険給付費準備基金の残高を残した上で、その一部を取り崩して充当するなど、市民負担の軽減に留意した適切な保険料設定に努めていただきたい。

(その他意見)

- ・ 介護保険料は安いほうが良いが、他方で、特別養護老人ホームの待機者を減らすなど、利用者が必要とするサービスの整備・確保もしていただきたい。

介護給付費の財源構成



2 第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）の介護保険料の設定について

(1) 介護保険料基準額（月額）の設定について

現在の介護保険料基準額（月額）5,979円を5,723円に改定（256円の減）

※ 基準額（月額）とは、介護保険料の年額を決定するための基準となる額（積算上の額）

基準額（月額）×段階ごとの割合×12月＝介護保険料の基準額（年額） ※100円未満は切り捨て

(2) 介護保険料が減額となる要因

介護給付費準備基金から3億円を取り崩し、介護給付費に充当したことによる

【参考】基金取崩前の保険料基準額（月額）の比較

第9期	第8期	増減
6,191円	6,102円	89円（1.46%）

京丹後市介護保険料 新旧対照表【案】

現 行：令和3～5年度 第8期 介護保険料基準額（月額）5,979円

段階	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
割合	0.2	0.475	0.7	0.9	1	1.15	1.35	1.65	1.85	2	2.15	2.25
年額	14,300	34,000	50,200	64,500	71,700	82,500	96,800	118,300	132,700	143,400	154,200	161,400

改正後：令和6～8年度 第9期 介護保険料基準額（月額）5,723円

段階	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
割合	0.2	0.475	0.685	0.9	1	1.15	1.35	1.65	1.85	1.9	2.1	2.3	2.4	2.5	2.6
年額	13,700	32,600	47,000	61,800	68,600	78,900	92,700	113,300	127,000	130,400	144,200	157,900	164,800	171,600	178,500

第9期と第8期 介護保険料基準額（年額）との比較

段階	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
割合	0	0	-0.015	0	0	0	0	0	0	0.05	0.1	0.3	0.25	0.35	0.35
年額	-600	-1,400	-3,200	-2,700	-3,100	-3,600	-4,100	-5,000	-5,700	-2,300	800	14,500	10,600	17,400	17,100

国基準（令和6～8年度）

段階	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
割合	0.285	0.485	0.685	0.9	1	1.2	1.3	1.5	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
年額	19,500	33,300	47,000	61,800	68,600	82,400	89,200	103,000	116,700	130,400	144,200	157,900	164,800

3 所得段階別保険料額（基準額：5,723円／月）

段階	対象者	基準額に 対する割合	所得段階別の 年額保険料
第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.2	13,700円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の人	0.475	32,600円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	0.685	47,000円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で、 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.9	61,800円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で、 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の人	1.00	68,600円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.15	78,900円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.35	92,700円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.65	113,300円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.85	127,000円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	130,400円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	144,200円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	157,900円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	2.4	164,800円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の人	2.5	171,600円
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が920万円以上の人	2.6	178,500円

4 保険料の低所得者軽減の継続

第1号被保険者の介護保険料について、消費税を活用した公費による低所得者の保険料を軽減

(1) 令和6～8年度の割合と介護保険料（年額）

段階	保険料 基準額 (令和3～5年度)	基準額に 対する割合 保険料年額	令和6～8年度		令和3～5年度		保険料年額 差額
			基準額に 対する割合	保険料年額	基準額に 対する割合	保険料年額	
第1段階	68,600円 (71,700円)	0.37 25,400円	0.2	13,700円	0.2	14,300円	▲600円
第2段階		0.675 46,300円	0.475	32,600円	0.475	34,000円	▲1,400円
第3段階		0.69 47,300円	0.685	47,000円	0.7	50,200円	▲3,200円

(2) 令和6～8年度保険料算定方法

- ① 第1段階

基準額に対する割合0.37から10分の1.7を減算した割合0.2を基準額（月額）5,723円×12月に乗じて得た額
（基準額に対する割合0.37－0.17）×5,723円×12月＝13,700円（100円未満切り捨て）
- ② 第2段階

基準額に対する割合0.675から10分の2を減算した割合0.475を基準額（月額）5,723円×12月に乗じて得た額
（基準額に対する割合0.675－0.2）×5,723円×12月＝32,600円（100円未満切り捨て）
- ③ 第3段階

基準額に対する割合0.69から10分の0.05を減算した割合0.685を基準額（月額）5,723円×12月に乗じて得た額
（基準額に対する割合0.69－0.005）×5,723円×12月＝47,000円（100円未満切り捨て）

(3) 公費負担割合

国：1/2 府：1/4 市：1/4

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 6 年 3 月 定例会

議案の
件 名

議案第7号
京丹後市介護保険条例の一部改正について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他（ ）

《政策等の概要》	《市民参加の状況》					
介護保険法第117条の規定に基づいて策定する第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の期間において、介護サービス費用を賄うために必要な介護保険料の額の変更を行うほか、国の通知に基づく標準段階の多段階化による基準所得金額の見直し、国施策として実施している公費を活用した低所得者（第1段階から第3段階）の介護保険料軽減策の継続などについて、所要の改正を行うものである。	⑦ ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
	第9期京丹後市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）について、パブリックコメントを実施					
	（令和5年12月21日～令和6年1月16日 結果 0件）					
	《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
《政策等の必要性》	《将来にわたる効果及び経費の状況》					
第9期介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する3年間の費用を賄うため及び持続可能な介護保険事業を運営するために必要な第1号被保険者負担分の額を改定するもの。また、介護保険料の国標準段階が現行9区分から13区分に多段階化されたことに伴い、国標準区分を更に多段階化し、低所得者の負担軽減を図るなど所要の改正を行うものである。						
《提案に至るまでの経緯》	《総合計画等の整合》					
R5.5.23 京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会に計画策定を諮問	総合計画 計画項目	20	暮らしに生きがいのある健康長寿のまちづくり			
R6.2. 1 京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会から市長に計画案を答申						
R6.2. 2 例規審査委員会で改正条例案について審査						
《政策等の実施時期》	○その他の計画(該当する場合のみ)					
	計画名称	京丹後市高齢者保健福祉計画				
	策定年度	令和5年度				
	計画期間	令和6年度～令和8年度				
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
	健康長寿福祉部	長寿福祉課	⑦・無 京丹後市介護保険条例の一部を改正する条例 参考資料			